

ながのスマートパワー株式会社

定 款

ながのスマートパワー株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社はながのスマートパワー株式会社と称する。
英文では Nagano Smart Power Co. Ltd. と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は本店を長野市に置く。

第3条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電力の供給
2. 再生可能エネルギー事業
3. その他前各号に附帯関連する一切の事業

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第5条（公告方法）

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0株とする。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条（株主名簿記載事項の記載または記録）

当会社の株式を当会社以外の者から取得した者（当会社を除く）が、当会社に対し、当会社の株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印して請求しなければならない。

2. 前項の規定による請求は、法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

第9条（質権の登録および信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

第10条（株主の住所等の届出）

当会社の株主、登録株式質権者およびその法定代理人または代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、または名称、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

第11条（株式の割当てを受ける権利等の決定）

当会社は、募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利を株主に与える場合において、その募集事項の決定は株主総会の決議によって定め、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

第3章 株 主 総 会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に、臨時株主総会は、必要あるときに取締役会の決議に基づいて、代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第14条（招集通知）

当社の株主総会の招集通知は、会日の1週間前までにその総会において議決権を行使することができる株主に対して発する。ただし、その通知期間は、当該株主全員の同意により短縮することができる。

第15条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

第16条（議長）

株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合には、使用人に議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合には株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役・監査役の氏名、議長の氏名および議事録作成に係る職務を行った取締役の氏名を議事録に記載または記録し、これを本店に10年間備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は3名以上4名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第23条（代表取締役および社長）

取締役会は、その決議によって代表取締役を1名選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。なお、代表取締役は、社長とする。

第24条（取締役会）

取締役会は代表取締役がこれを招集しその議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日より少なくとも5日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行

う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が提案した事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名し、取締役会の日から10年間当社の本店に備え置く。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除および制限）

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役

第29条（監査役の員数）

当社の監査役は1名以上とする。

第30条（監査役の監査範囲）

当社の監査役の監査範囲は、会計に関するものに限定しない。

第31条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

2. 監査役の報酬等の分配は監査役の協議によって定める。

第34条（監査役の責任免除および制限）

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計 算

第35条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第36条（期末配当金の支払）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払うことができる。

第37条（配当金の除斥期間）

第36条に定める期末配当金については、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

2. 第36条に定める期末配当金には、前項の期間内であっても利息を付さない。

第7章 附 則

第38条（定款に定めのない事項）

当定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第39条（設立に際して出資される財産の価額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金6,000万円とし、金6,000万円を資本金の額とする。

第40条（設立に際して発行する株式）

当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式1500株とし、その発行価額は1株につき40,000円とする。

第41条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年3月31日までとする。

第42条（設立時取締役および設立時代表取締役）

当会社の設立時取締役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 増田 謙一

設立時取締役 川上 忍

設立時取締役 伊東 孝郎

設立時代表取締役 兵庫県明石市小久保一丁目5番地の7 クレドール西明石2-701号

増田 謙一

第43条（設立時監査役）

当会社の設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時監査役 木村 俊仁

第44条（発起人の名称、住所および引受株式数等）

発起人の名称、住所および発起人が設立に際して引受ける株式数ならびに株式と引換えに払込む金額は、次のとおりである。

（住所） 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

（名称） 長野市

引受株式 501株

株式と引き換えに払込む金額 金2,004万円

（住所） 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号

（名称） 日立造船株式会社

引受株式 999株

株式と引き換えに払込む金額 金3,996万円

第45条（本店の所在場所）

当会社の設立時の本店所在場所は、長野県長野市大字南長野西後町610番地12とする。

以上、ながのスマートパワー株式会社を設立のため、発起人長野市および発起人日立造船株式会社の定款作成代理人である司法書士 深田 壯 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年4月20日

発起人 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
市長 荻原 健司

発起人 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
日立造船株式会社
代表取締役 三野 禎男

上記発起人の定款作成代理人

司法書士 深田 壯

